

令和 3 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 議案

議 案 名

議案第 2 1 号	上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 2 2 号	上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	2
議案第 2 3 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について -----	4
議案第 2 4 号	上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について -----	5
議案第 2 5 号	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	7

議案第 2 1 号

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 4 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表部の部参与の項を削り、同部参事の項中「同上」を「上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。」に改め、同部主席副参事の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

参与及び主席副参事の職を廃止したいので、この案を提出する。

議案第 2 2 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 4 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程(平成 2 0 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「参与 参事 次長 主席副参事」を「参事 次長」に改める。

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 9 の項第 3 号イ、第 5 号イ、第 7 号イ及び第 9 号イ中「参与、参事、次長及び主席副参事」を「参事及び次長」に改める。

別表第 2 教育総務部教育総務課の表 4 の項第 2 号ア中「参与、参事、次長、主席副参事」を「参事、次長」に改め、同項第 4 号中「職員」の次に「及び会計年度任用職員」を加え、同項第 5 号の 2 ア、第 7 号イ、第 8 号エ、第 9 号イ及び第 1 1 号イ中「参与、参事、次長、主席副参事」を「参事、次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

参与及び主席副参事の職を廃止するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市スポーツ推進審議会委員の任命について
上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を任命する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

任命 [任期：令和 4 年 10 月 31 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
3 号 委員	<small>たけだ</small> 武田 <small>なおみ</small> 直美	上尾市立南中学校在 勤	上尾市中学校体育 連盟会長	新任

【選出区分】

- 1 号委員：市議会議員
- 2 号委員：知識経験者
- 3 号委員：市内スポーツ団体の代表者

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員に欠員が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和 51 年上尾市条例第 30 号）第 4 条の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出する。

議案第 2 4 号

上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について
上尾市幼児教育推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和 3 年 4 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

記

1 委嘱 [任期：令和 5 年 3 月 3 1 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1 号 委員	しゅとう としもと 首藤 敏元	埼玉大学在勤	教育学部教授	新任
	てらさき けいこ 寺崎 恵子	聖学院大学在勤	人文学部児童学科准教授	新任
2 号 委員	ちやう いづみ 長 いづみ	ころぼっくる第二保育園在勤	園長（上尾市私立保育園協会代表）	新任
3 号 委員	たなか げんざぶろう 田中 元三郎	みやした幼稚園在勤	園長（上尾市私立幼稚園認定こども園協会会長）	新任
5 号 委員	やすだ はるこ 安田 治子	さいたま市北区在住	理学療法士	新任

2 任命 [任期：令和 5 年 3 月 3 1 日まで]

選出 区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
2 号 委員	くまさか けいこ 熊坂 恵子	上尾市立大谷保育所在勤	保育所長（上尾市立保育所所長連絡会会長）	新任
3 号 委員	たなか えいじろう 田中 栄次郎	上尾市立平方幼稚園在勤	園長	新任
4 号 委員	こばやし としこ 小林 斗志子	上尾市立原市南小学校在勤	校長	新任

【選出区分】

- 1号委員：幼児教育に関し学識経験のある者
- 2号委員：市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
- 3号委員：市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者
- 4号委員：市立小学校の校長を代表する者
- 5号委員：教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市幼児教育推進協議会条例（令和3年上尾市条例第2号）第3条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について

上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

令和 3 年 4 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

任命 [任期：令和 4 年 3 月 31 日まで]

上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
4号委員	さとう けいこ 佐藤 恵子	上尾市畔吉在職	畔吉保育所所長	新任
	さいとう なおき 齋藤 直樹	上尾市柏座在住	元小学校長	新任

【選出区分】

- 1号委員：対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2号委員：対象学校の所在する地域の住民
- 3号委員：対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4号委員：学識経験者
- 5号委員：教育委員会が適当と認める者

提案理由

上尾市立大石南小学校に設置される学校運営協議会の委員を2名、追加で任命したいので、この案を提出する。